

岩手県企業局管理規程第14号

企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年11月4日

岩手県企業局長 森 達也

企業局会計規程の一部を改正する規程

企業局会計規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(証券による収納)</p> <p>第31条 出納取扱金融機関等は、納入義務者から納入通知書を添付して、次に掲げる証券の提示を受けたときは、当該証券を収納することができる。この場合において、出納取扱金融機関等は、納入通知書、領収書及び領収済通知書に「証券受領」の印を押し、収納金の一部を証券をもって領収したときは、その証券金額を付記し、第28条の手続をしなければならない。</p> <p>(1) 持参人払式又は局長若しくは出納取扱金融機関等（以下「局長等」という。）を受取人とする記名式の小切手等（地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「政令」という。）第21条の3第1項第1号に規定する小切手等をいう。）で次のアからエまでに掲げる条件を備えたもの</p> <p>ア 支払人は、<u>盛岡手形交換所</u>に加入している金融機関又は当該金融機関に手形交換を委託している金融機関であること。</p> <p>イ～エ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>2～7 [略]</p>	<p>(証券による収納)</p> <p>第31条 出納取扱金融機関等は、納入義務者から納入通知書を添付して、次に掲げる証券の提示を受けたときは、当該証券を収納することができる。この場合において、出納取扱金融機関等は、納入通知書、領収書及び領収済通知書に「証券受領」の印を押し、収納金の一部を証券をもって領収したときは、その証券金額を付記し、第28条の手続をしなければならない。</p> <p>(1) 持参人払式又は局長若しくは出納取扱金融機関等を受取人とする記名式の小切手等（地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「政令」という。）第21条の3第1項第1号に規定する小切手等をいう。）で次のアからエまでに掲げる条件を備えたもの</p> <p>ア 支払人は、<u>手形交換所</u>に加入している金融機関又は当該金融機関に手形交換を委託している金融機関であること。</p> <p>イ～エ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>2～7 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、令和4年11月4日から施行する。